

町費はもつと有効に使ってほしい。(渋谷)

# 1億円、大半飲み食いに?

千葉市は三十日、約八十億円の税金を集めるため、納税貯蓄組合に一億円の余の完納報奨金を交付し、市民団体から「無駄な補助金」と批判されていた、報奨金補助率などを定めた市納税貯蓄組合規則の改正を施行した。納税貯蓄組合は当初、組合員が各戸を回って税金を集めてきたが、最近金融機関への払い込み

が普及し、PRの意味ぐらゝ十億円の徴税に協力できないのが実態だったといふ。

納税貯蓄組合制度は、住民に徴税を協力させる仕組みで一九五一年に始まり、昨年、市民税、固定資産税、自動車税など約八

計一億三千九百八十八万五千円の補助金を交付していた。しかし、ことし七月、市民グループが「補助金の大半は組合員の宴会費用などに不正流用された」として監査請求。同市監査委員は「違法、不正はない」としたものの、納税環境が大きく変化しているため、補助見直しの検討を市に要望していた。

市によると、昨年までは納税額の三%(二百万円を越えた場合は二%)をほぼ無条件で交付してきたが、今回の改正で、納税額にかかわらず一件の徴税協力につき最高で二百十円しか支払わない。

また、納付率が九〇%未満の場合の補助金はカットされるので、改正後の交付額は昨年度分の四分の一にも満たない二千万円程度に収まる見込みだ。

## 納税推進の補助金

### 金融機関払い込みで有名無実化

### 千葉市 批判受け規則改正

#### 埼玉では訴訟

埼玉県比企郡嵐山町でも三十日、「納税組合への補助金交付は違法」として、

浦和地裁に起こした。

町要綱に基づき税金の完納報奨金として納税額の一・

五%を交付。今年も六月末までに、昨年度分約五百八

万円と組合長手当約八十万円の総額約六百八十八万円を交付したが、組合員だけ

に報奨金を与えるのは不公平とし、昨年度分の補助金にあたる額の賠償を求めている。原告らは七月、この問題などを棄却した。

渋谷登美子町議(自)らが、関根昭二同町長(共)を相手

訴えなどによると、町は同町内の納税組合百五十団体(約千三百世帯)に、同

年で、昨年度分約五百八

月に住民監査請求したが翌八月、町監査委員は「組合は

税金の安定確保に寄与し、補助金交付は公益上適性」